

小値賀町議会第4回定例会は、平成27年12月15日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	大	一	夫
総	務	中	一	也
住	民	西	久	之
福	祉	植	敏	彦
産	業	中	慶	幸
産	業	永	克	宜
建	設	蛭	晴	市
診	療	近	藤	進
教	育	田	川	信
農	業	尾	崎	三
委	員			
会	事			
務	務			
局	局			
長	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第4回定例会

平成27年12月15日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 議 員 派 遣 報 告
- 第 4 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第 5 行 政 報 告
- 第 6 一 般 質 問
- 第 7 議案第68号 小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 第 8 議案第69号 小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
- 第 9 議案第74号 小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成 27 年小値賀町議会第 4 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番・末永一朗議員、4 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 3 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 17 日までの 3 日間に決定しました。

日程第 3、議員派遣報告を行います。

議員派遣報告の前に、皆さんにご報告します。このたび小値賀町議会は、第 10 回マニフェスト大賞シチズンシップ賞優秀賞を受賞しました。これは、全国の議員有志や地方自治に携わる研究者などによるマニフェスト大賞実行委員会が主催し、早稲田大学マニフェスト研究所及び毎日新聞社が共催して毎年行われているもので、本年は 10 回目の節目の年でありましたが、小値賀町議会は昨年について 2 度目の受賞となりました。

今回の受賞理由は、小学生のときから町民としての自覚や将来のまちづくりへの参加意欲を高めるため、さらに選挙権が 18 歳に引き下げられたことも考慮して、議長・副議長選挙から始まる子ども議会を開催したことに対して、小学生のうちから郷土を思う心を育み、育てる取り組みだと評価されたものです。

それでは、議員派遣報告をいたします。

9 月 28 日、長崎市で行われた議会広報研修会に広報常任委員会委員全員を派遣しました。私も同行しましたので、ここで報告します。

全国の議会広報サポーターの芳野政明氏による「住民に読まれ、議会活動が伝わる」と題しての講演があり、その後 3 町から出された議会だよりをクリニ

ックするという形で研修が行われました。親しまれ、読まれ、役に立つという広報誌をどう作るかという視点で、具体的に気を付ける編集作業についての考え方や、テクニックについて他の自治体の事例を通して説明していただきました。編集の理念として、「読んでみたくなる紙面づくり」「住民目線で読みやすい内容」「議会だよりにしかない情報を載せる」などの方向性も示唆していただきました。今後の編集作業に大変参考になるものだったと思います。

以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第 4、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会 末永一朗委員長

総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗） おはようございます。

総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査・審査の内容について、ご報告いたします。

本委員会では、これまで各施設の視察と問題点及び対応策について、福祉事業の現状と課題について、野崎島の自然環境保全と世界遺産について、そしてふるさと納税についてを調査し、協議してまいりました。

6月22日、所管事務の内容把握のため、福祉事業計画と現状について報告を求め、本町の課題について協議しました。耳鼻科や皮膚科などの月1回の専門外来日を増やせないか、独居老人世帯への対策や、出産祝い金の支給方法などについてです。福祉センターなどにおいては、利用者が年々減少している理由を分析し、必要な手当てを講じるべきと指示しました。

7月16日、本委員会所管の施設の視察を行い、現状と課題について調査しました。7月23日には、視察をした施設の問題について協議しましたが、多くの施設において年数が経ち、老朽化が進み、修理や補強などの対策が必要なことを確認し、各担当の対応を求めました。特に福祉センターのトイレについて、また認定こども園の雨漏りと床の修復について、そして小値賀港ターミナルの改善についてなど、具体的な対策を協議しました。

8月24日、社会福祉協議会の施設関連の要望について、直接聞き取り調査を行いました。また、世界遺産登録後の観光客の増加による野崎島の環境問題及び野崎島の環境保全のための条例化について研究しました。

9月24日、旧野首教会の世界遺産登録について集中的に協議を行い、ゴミ問題、トイレ問題、野生シカへの影響問題、交通アクセス問題などについて検討しました。

10月19日、野崎島の自然環境保護についての集中審議をしました。道路や安全面などの現状での問題点、町が取り組んでいる野崎島の整備計画などにつ

いて、関係者及び担当者に出席を求め、今後の野崎島に関しての各方面からの取り組み状況を調査し、問題点を確認しました。ホースの設定やトイレの設置、ビジターセンターの建設などに関する全体構造などが主なものです。

12月7日、ふるさと納税や独居老人対策について協議しました。ふるさと納税に関して、本町の対応状況やこれからの取り組みについての姿勢を質し、地域振興や産業振興からの視点からも、ふるさと納税の制度を有効活用すべきだとし、更に研究を進め、委員会として提言できる形にするよう、更に協議することにしました。また、高齢者社会が進行する中で急速に増加している独居老人対策などについて、突っ込んだ協議をしました。民生委員や各地区にも協力してもらい、愛の声かけ運動を広げられないか、対策の研究をしていくべきことなどを話し合いました。

今後本委員会の所管に関する諸問題に、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、これまでの閉会中の継続調査・審査の内容について、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で、報告を終わります。

日程第5、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年小値賀町議会第4回定例会12月議会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝でご出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、詳細はお手元に事前に配布しておりますが、第3回定例会9月議会以降、12月議会までの町政の重要事項についてご報告させていただきますと共に、併せて当面する諸問題について所信を申し述べたいと存じます。

まず、国境離島新法のその後の動きでございますが、9月定例会でもご案内をしていますが、結局、国会提出が見送られ、今月10日に来町されました、佐藤正久、ヒゲの隊長さん、参議院議員のお話によりますと、1月開催の通常国会に提案され、成立される見込みとなっております。現行の離島振興法で解決が難しい航路の問題を、この新法により打開できないかと考えるものでございます。

また、今月5日に佐世保市で開催されました自民党長崎県連の移動政調会に出席し、国境離島新法の早期成立を国会に働きかけるよう要請をしてきました。

今後状況に合わせて、町議会のご協力を得ながら、要請活動を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、世界遺産のことですが、イコモス調査員によります現地調査が10月3日に実施されましたが、この現地調査には町職員30名で万全な体制を組織し、視察行程の清掃・事前シミュレーション・事前研修を実施し、現地調査に臨んでおります。調査官によります講評では「野首・舟森ともに資産範囲の保存も良好で、生活の痕跡が伺えて大変良かった。両集落を繋ぐ里道も大変魅力的だった。また最後に見た旧野首教会も大変素晴らしかった。」とのコメントをいただきまして、現在までのところ格別の追加調査等もありませんので、一段落したと感じているところでございます。

また、先月にはローマ法王庁が管理するバチカンの宮殿を借り上げて、「長崎の教会群」の海外展示会の公式行事に、里見長崎県副知事、野口五島市長さんと一緒に参加して来ましたが、日本26聖人記念館のレンゾ館長さんの講演会もあり、大盛況で、来年には小値賀町でも館長さんに講演をお願いしたいと思っております。

次に、総務課関係では、9月に退職補充のための職員採用試験を実施しましたが、必要人員を確保できず1月にも改めて試験を行うこととしています。ここ数年は退職者が続くため、役場内のマンパワー不足が大きな問題だと感じております。そういった中で、総合戦略の策定や野崎の受入態勢の整備など、直面する大きな課題に対して、現在の職員で工夫を凝らして進めていく必要がありますが、これよりスピード感を持って取組んでまいります。9月には、小値賀空港でグライダークラブの皆さんが1週間近く飛行訓練を行いました。空港の利活用という面で、今後も進めてまいります。小値賀町へ寄附していただきました蛭子長俊さん所有の新町の民家につきましては、島への定住を検討されている方への島暮らしのお試し住宅として、修繕工事が終わりましたので、今後ホームページなどで広報してまいります。

消防関係について申し上げます。例年どおりの火災訓練を行ったほか、佐世保西消防署小値賀出張所に協力をいただき、1年間に亘りまして各分団で実施しておりましたポンプ操法訓練の成果を、現地訓練の場で披露しております。また、3月に火災で被災した斑の危険家屋については、解体を終わり更地になっておりまして、配達等の営業車両の離合スペースが確保されております。

次に、観光について申し上げます。教会群の世界遺産登録の関係もあり、五島列島を一つにした「五島おもてなし協議会」に小値賀町も加わり、平成28年度から連携して旅行商品の造成や受入態勢の整備を進めることとしております。また「しまとく通貨」につきましては、平成25年度から27年度までの3年間の継続事業で知名度も上がり、利用も増えておりますので、平成28年度以降は

旅行商品や閑散期に限定し、あと3年継続して取り組む方針となっております。修学旅行については、昨年は悪天候に見舞われましたが、去年と違い天候に恵まれ、9月に1校、10月に4校、11月に1校が来島し、年末のトータルでは9校で1,136名の学生を受入れております。

次に、住民課関係を申し上げます。長崎県医師会と長崎県及び小値賀町が共同して、近年の医療費の上昇を防ぐ対策として、人工透析の予防事業にかねてより重点的に取り組んでおりますが、糖尿病で腎臓の病気が重症化して、人工透析治療となることを手前で防止しようとする糖尿病性腎症重症化予防事業が始まっております。予算的には9月議会の国保会計の補正予算で措置されていたものでございますが、糖尿病が重症化する危険性の高い、未だに受検していない方、受検中断者の受診を促し、通院患者のうち人工透析導入の可能性が高い方に対しまして、糖尿病専門医の協力のもとで生活・栄養指導などを行う管理栄養士を10月1日より1名、住民課に配置しております。また、平成28年1月からマイナンバー制度がスタートすることに伴い、町内の各家庭へ通知カードと申請書の配布が始まっております。小値賀町におきましては、不在で配布できていない世帯を除いて11月2日に通知が完了しているようでございます。なかなか難しい制度で我々も理解に苦しんでおりますけども、要するにほとんどの町民の方には、先ほどの申しあげました通知により番号はもう既に振られておりますので、一応の手続きは済んだこととなります。これからの作業とすれば、写真入りの番号カードが必要な方だけの手続きが必要になってまいります。このカードを必要な方は、もうお手元に届いております申請書を国に送って決定通知を貰って、その後ご本人が役場にお出かけをいただいて、本人確認の上に暗証番号等の登録をしていただく必要があります。原則的には、来年1月4日より住民課の窓口でお渡しできることになっておりますが、報道によりますと、手続きがかなり遅れているようでございます。これからのことにつきましては、おちか新聞新年号、1月号でお知らせをいたしますが、分からない点がございましたら、遠慮なく担当へお尋ねくださるようお願いをいたします。

福祉事務所関係では、10月1日より臨時福祉給付金の受付を開始し、臨時審査及び給付をしております。これまでの給付実績は、1回目が11月11日、485世帯775人の方に465万円、2回目が12月8日に19世帯39人の23万4,000円の支給を終えております。母子福祉では、放課後児童クラブを28年4月から本格実施をすることを目指して、10月23日から試験的に開設しております。12月1日現在の登録者数は22名で、1日平均10人前後の児童が利用しております。来年1月末まで開設の予定で、これを基に修正点等を見つけ、より良い児童クラブのあり方を検討することにしております。老人福祉では、11月1日にめでたく100歳を迎えられた柳東地区の近藤ヤスエ様に、敬老祝い金及び記

念品を11月10日に自宅に持参をいたしました。

産業振興課関係では、農林関係について、今年は夏場に松毛虫の発生が島内各所で見られたため、4年ぶりに秋の地上散布を実施しております。また、松くい虫の被害木も随所に見られ、現在、伐倒駆除を実施しているところですが、今後も状況に十分留意しながら、松の保全対策に励んでまいります。牛市については、7月市に引き続き10月、12月と高値で推移しており、特に12月市の小値賀の平均価格は、年末の需要が高まる時期で毎年の傾向とはいえ、72万6,000円余りと、過去最高の高値を記録しています。関係者も喜びと驚きが交錯しているようですが、第11回県北地域の和牛共進会においても、宇久小値賀支部が団体初優勝に輝いており、関係者の改良努力もこの高値の一因ではないかと感じています。次に、水産関係ですが、種苗センターでは今年もアワビの採卵を行い、クロアワビの受精卵約3,400万粒を収容しています。漁模様につきましては、イサキの小値賀本所の水揚げが4月から10月末時点で約110tと、前年の119tをやや下回る結果となっています。一方、9月から行われているアラ漁については好漁と聞いております。10月末時点で前年比60%増の約3.2tの水揚げがあり、これから年末にかけて更に順調に推移することを期待しています。商工関係では、商工会が取り組んでおりましたプレミアム商品券事業において、プレミアム分を含めて3,300万円分を既に完売し、11月末日で使用可能期間も終了しております。そういうことで、これからは換金作業を残すのみとなっています。「ふるさと産業まつり&ふれあい広場」は、関係各団体のご協力とご努力により、今年で31回目を数えました。天候にも恵まれ、3連休の中日ということもあって、帰省客や観光客も見られ、また佐世保市の吉井町からよさこいチームも来演し、イベントを盛り上げていただき、盛況であったと感じています。渡船事業においては、10月に「町営船はまゆう」の新船建造事業の請負業者の選定を行い、現在、船体の積層及び補強材取付け等が行われているところでございます。

建設課関係では、9月議会以降、工事6件、委託業務5件の発注を行っております。また、補正1号においてご承認をいただきました笛吹浄化センターの曝気装置修繕工事ですが、3基とも修繕が終了し、現在、正常に機能しています。

教育委員会関係では、法律の一部改正により開催が義務づけられました総合教育会議を11月4日に開催し、本町の教育大綱について1回目の協議を行っております。この会議は、自治体の首長が招集する会議であり、事務局を総務課に置き、今後総務課と教育委員会で連携を図りながら、必要に応じて開催していく予定であります。社会教育関係では、9月27日に「第49回町民体育レクリエーション大会」を開催しましたが、この大会も来年で節目の50回を迎えることで、趣向を凝らした大会になればと考えております。また、世界文化遺産

登録を目指している野崎島の資産を広く町民に知っていただくため、野崎島・世界文化遺産候補を巡る町民ツアーを実施しましたが、町民の関心の高さを感じさせ、2日間で71名の参加がありました。来年以降も継続実施を計画します。

診療所では、春の特定健診の未受診者を対象に特定健診を実施しております。受診者は53名で、春の健診と合わせまして、本年度の特定健診受診者は717名となっております。また、10月26日からインフルエンザの予防接種を実施し、申込者については、ほぼ接種が終了しております。今年度はまだインフルエンザの感染者は出ておりませんが、これからインフルエンザの流行時期となりますので、発熱患者につきましては、院内感染防止のためマスク着用の徹底と一般患者とは別室での診察を行ってまいります。

議案関係につきましては、一般会計補正予算のほか、特別会計補正予算4議案及び12議案の審議案件をご提案しております。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については担当から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告を終わります。

議長（立石隆教） これで行政報告を終わります。

日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

2番・松屋治郎議員

2番（松屋治郎） おはようございます。

本日は、ジェネリック医薬品の普及について、町長に伺いたいと思います。

わが国の医療費は、高齢化と医療の高度化により年々増え続け、平成25年度には40兆円を超え、27年度には43兆円が見込まれております。薬剤費はその20%の8兆円であります。この医療費の負担は、患者の自己負担が4.8兆円、保険料19.6兆円、公費15.6兆円で賄われております。そのようなことから、国は、現在、先発薬の6割となっているジェネリック医薬品の価格を来年から5割に引き下げ、患者が使いやすくし、その普及を図り、患者の窓口負担及び公費の削減を図ろうとしております。厚生労働省も、ジェネリック医薬品は先発薬と有効性・安全性の面においては何ら変わることはないとしており、国も2020年度、平成30年度からジェネリック医薬品の普及を数量ベースで80%を目指しております。ちなみに、わが国の現在のジェネリック医薬品の普及率は、58.4%であります。諸外国のアメリカは90%、ドイツは82.5%、イギリスが75%、フランスが70.7%であります。日本は、この普及が遅れた、進めないことによって医療費が年々かさんできております。当町においては普及率が悪く、21.8%

であります。

そこで、町長に伺います。

ジェネリック医薬品に関する認識について。

2番、今まで普及が進まなかった理由について。

3番、今後の取り組みについて。以上、3点であります。

再質問があれば、質問者席にて行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 松屋議員のジェネリック医薬品の普及についてのご質問にお答えいたします。

医療用の医薬品は、新しい効能があって厳しい臨床試験を受けた先発医薬品と、先発医薬品の特許期間 20 年から 25 年後に同じ有効成分で製造されました後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の 2 つに分かれるところでございます。ご案内のように、厚生労働省では平成 25 年に、平成 30 年末までの後発医薬品（ジェネリック）の数量シェア 60%を目標とするロードマップ（指標）を策定し、その後、今年 6 月の閣議決定において平成 29 年中に 70%にすると、そしてまた、2020 年度までには 80%以上にするとという、新たな数量シェア目標を定めておりますことは、松屋議員ご指摘のとおりでございます。

厚生労働省によりますと、平成 25 年度からの新しい指標に基づく数値で、ジェネリックのある先発医療品及びジェネリックを分母としたジェネリックの数量シェアは、平均 26 年度末で 58.4%となっておりますが、この数値は小値賀町が決算でお知らせしている数値とは計算方法が異なるものでございます。一方、厚生労働省が発表している、古い指標によるすべての医療用医薬品を分母としたジェネリック医療のシェアは、38.2%ということになっております。言い換えますと、38.2%に対し、診療所の 26 年度決算における全ての購入用医薬品に占めるジェネリックの割合は 21.8%ですから、全国の推移と比較すると低いということは、一応、言えるかとは思いますが。参考までにお隣の宇久診療所の例を申し上げますと、平成 27 年度で 7%、25 年度 9.7%、平成 26 年度末では 14.3%でありますから、小値賀町診療所の 21.8%は、そんな低い数字ではないのかなという感じはしておりますが、毎年、これも少しずつではあります、ジェネリック医療品の割合は伸びておりまして、決して極端に低い数字ではないと感じております。

それでは、具体的にお答えをしてみたいと思います。

ジェネリック医療品に関する認識というご質問がございましたが、後発医薬品のジェネリックのメリットとしましては、新規に開発を行わないために巨額な研究開発費用が不用となります。したがって、先発医薬品に比べて値段が安い点が一番の最大のメリットであります。そのため、年々増加する日本の

医療費を抑制しようと、国は、冒頭に述べましたとおり、ジェネリックの普及政策を進めているところであります。次にデメリットの面としましては、薬の主成分は同じですけれども、それに加えられている添加物や、それから製造過程が異なることから、ジェネリックは全く先発医療品と同じ薬とはいえないところがデメリットに挙げられます。薬剤をカバーしておりますコーティングの方法が異なるために薬の溶けるのが早く、薬が吸収される速度や主成分の分解率に違いもあり、薬が効きすぎる、また今度は反面、効果が出にくいとか、副作用の出方に違いが出るなどの問題が指摘されているようでございます。また、特許期限が切れた先発の医薬品全てにジェネリックが開発されているとは限らないという点で、それも1つのデメリットとして挙げられております。

また、小値賀町の診療所で普及が進まなかった理由についてですけれども、先ほど申し上げました平成26年度の全医療用医薬品に占める後発医薬品（ジェネリック）の割合は、国で38.2%、診療所が21.8%であります。データを取り始めた平成20年は12.1%でしたので、少しずつではあります、ジェネリックの割合は上がってきております。医師にも確認をいたしました、ジェネリックに替えられるものについては随時替えておまして、普及が進んでいないとは感じていない。そのようなご発言でございました。ただ、ジェネリックの品質管理やメーカーの安定供給面の不安、それから情報提供の不備などがあることから、何でもジェネリックに替えていくということはしていないとのことでありまして、近年はそういうことでジェネリックの割合が横ばいになっていると考えております。もう1つ、小値賀町では地域の高齢者の割合が高く、高血圧や糖尿病の患者さんが多いということで、新薬の利用が他の地域に比べて多いことはあるのかなという医師の見解でありました。そういうことで、今後の取り組みについてですけれども、現在、診療室の前に、厚労省が作成しましたリーフレットによりジェネリックについての周知を行うとともに、薬局の窓口にも長崎県後期高齢者医療広域連合が作成しましたジェネリック医薬品希望カードというのを設置しまして、希望者が自由に取れるようにしている状況にあります。ジェネリックを使うかどうかの最終的な判断は、選択権は患者さんにあると思っておりますので、このメリット・デメリットを十分考慮し、医師とよく相談の上、選択することが重要と考えます。そのため、今後はジェネリックのメリット・デメリットを患者さんに知っていただくことが必要でありますので、患者さんへの情報提供に努めてまいります。また、ジェネリック医薬品希望カードを有効に活用しまして、問診時等で提示していただくことにより患者さんがジェネリックを希望しているということを医師へ確実に伝える形にまいります。ただ、先ほどから申し上げているように、全てが後発医薬品に替えられるわけではございませんので、その点をご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 先ほどから言っている40兆円の医療品つちゅうの、これは日本国民1人当たり31万4,700円であります。それで、65歳以下は17万7,700円、65歳以上は72万4,500円で、高齢者ほど医療費が嵩んでおります。本町は特に高齢化も進み、高齢者の低年金者も多くいます。そのようなことで、ジェネリック医薬品の希望カードを活用して、また病気の症状等による医師の的確な指導、アドバイスを受けながら、ジェネリック医薬品の普及を図って、患者の窓口負担の軽減と公費の削減に努めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 本日に、個人負担が下がって医療費が下がるということであれば、保険者として、小値賀町の立場としても助かることでございますので、できるだけジェネリックを使っていたいただければと思うわけですが、先ほど言いましたように、相手もおることでございますので、そこら辺は、患者さんによりましては「いや、何かジェネリックは効かんちゃんないか」とか、そういうことを考える患者さんもおられるし、また先ほど高齢者のお話が出ましたけれども、高齢者の負担割合は1割ということで、薬代自体が医療費に占める割合というのは比較的是ね返りが少ないもんですから、窓口負担が極端に大きくなるということも1つの原因になっているのかなという話を担当のほうからは聞いております。いずれにしましても、我々も血圧の薬を飲んでますけども、そういうのはジェネリックを飲んでおります。ということで、できるだけジェネリックの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） よく分かりました。

これで質問を終わります。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 39 分 —
— 再 開 午 前 10 時 39 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて、4番・土川重佳議員

4番（土川重佳） 私は、「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」について、一般質問を行います。

平成27年は地方創生元年となります。小値賀町議会においても地方創生まちづくり特別委員会を設置し、議会の観点からも戦略策定に取り組んでいます。

地方創生の中心は人口問題であり、いかに子どもを増やすか、後継者・担い

手を残していくかにかかっていると思います。具体的には、各地域の稼ぐ力、熱意と意欲のある地域へのイニシアティブを通じた地域を引き出し、民間の創意工夫を最大限に活用した民営の知見の引き出しに取り組むことにより、活力ある日本または小値賀町の経済に取り組んでいくことが重要であります。また各地域においても、あらゆる資源を最大限に有効活用する努力が必要であります。将来にあたり人口減少問題の克服と小値賀町の成長力の確保を図るため、町長に、次の２点について伺います。

１つ、歯止めなき人口減少について、どのように考えているのか、町長の考えを伺います。

２つ、人口増のためには働く場が必要です。小値賀町の産業の振興についての考えを伺います。

再質問があれば、質問者席で行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 「まち・ひと・しごと総合戦略」に関するご質問ですが、私はまずは人口減少に歯止めをかけたいと考えております。この人口減少の大きな要因としては、自然減であります死亡者数に対しまして、出生数が毎年 10 名から 20 名程度と少ないこと、また高校を卒業した学生が進学や就職のために島を離れてしまうということが挙げられると思います。そういうことで、自然減と自然増をまずプラスマイナス 0 にしたいと考えております。それでは具体的にはということになります。まずいかに子どもを増やすかということを考える時に、働く場を含めた生活のこと、それから小児医療のこと、子育て・保育のこと、また町外からの移住者にとっては住居の問題も出てまいります。これらに対する多くの不安や課題が解消されて初めて、子どもをもうけ小値賀に定住する、それが人口増に繋がる。そういうことになるのではないのでしょうか。そういう観点から、これまで診療所の医師 2 名体制の確保や小児医療を含む医療環境の整備、小中高一貫教育や学校給食等の教育環境の整備、こども園の創設など、働く環境の整備を進めてまいりました。加えて特別養護老人ホームやグループホームへの支援や保健事業等予防政策等の老人福祉の向上によりまして、高齢者の健康寿命を延ばす努力をしてまいりましたが、しかし、これまで自然減をプラマイ 0 にすることは実現できておりません。また、これまで何度となく議場でも討議されてきておりますが、人口減に歯止めをかけるためには仕事の創生も必要で、人口増のために雇用の場の確保は重要であると考えております。ご指摘のように、若い世代を小値賀町に呼び込み、後継者・担い手を残していくことは不可欠でございます。小値賀町は元来、農業と水産が中心の島です。まして外海型離島のため、企業誘致は簡単ではないということで、農業と水産業の振興を第一にしてまいりましたが、社会経済の変化や価値観の変

化の中で、努力の甲斐なく急速に過疎化・高齢化が進んできたのは、議員もご承知のとおりでございます。近年になってインターネットなどの情報通信技術や高速交通網の発達等、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、それに対応する形で、第1次産業と融合する商工業・観光事業等の考え方が出てきました。何とか、小値賀町で取れる原材料を小値賀町オリジナルと言える特産品・商品に仕上げ、観光客等に販売し、あるいはネット販売を行う等でできないものかと考えまして、特産品の開発にも努力をしてみいました。最近ではマスコミの影響もありまして、民泊や古民家事業等の観光事業に注目が集まっておりまして、野崎島の野首・舟森集落跡の世界遺産登録が迫り、既に観光客増加の傾向も見られ、観光関係者には新たな雇用が生まれる可能性が出てまいりました。加えて同様に、漁業関係や燃油の高騰でなかなか厳しい漁家経営にしても、観光客を相手にしたサービスや島内加工での加工商品の開発、他の業種との兼業化や法人化などで視点を変えていく、その意識改革が必要ではないかと思えます。これまでも多くの対策がとられてまいりましたが、結果はご承知のとおりでございます。そこで、行政だけの考えではなく広く意見を求めようと、町内外の有識者にも参加をしていただきまして、小値賀町地域戦略会議を立ち上げております。現在、その答申待ちの状況でございますが、その答申を受け、皆様議会と協議した上で、小値賀町の地域戦略を最終決定する予定としております。

何事も「言うは易し行うは難し」ですが、今、改めて地域創生を考える時、私は今まで以上の政策経費の積み増しも可能であると考えますので、来る新年度予算には思い切った施策を講じていきたいと考えておるところでございます。

働く場の確保と産業振興策についての私の考えは、というご質問もございました。このことに関しては、いろいろな対策を提案する中でも、これまで何度となく申し上げたつもりでございますが、これまでは小値賀町担い手公社を一般財団に移行しまして、Iターン、Uターンの若者を増やすため、担い手の研修・就業支援、ピーナッツを中心にした特産品の開発販売を行い、雇用の場として20名以上の職員を確保しておりますし、地域おこし協力隊も27年度から10名に増員し、この方々に定住をしてもらい、小値賀町の担い手となれるよう、今後必要に応じ、この地域おこし協力隊員の増員も考えてまいります。現在、絶好調の畜産部門では、これから、議員も構成員となっております和牛部会と十分協議を行いまして、増頭計画の早期実現のために各種補助事業等を導入し、その中で、規模拡大により雇用の場の確保を図っていきたいと考えておりますし、具体的な提言があれば、この際お話いただければ、もう少し詳しくお答えすることができるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

詳細に亘るご質問があれば、担当よりも説明をいたしますので、よろしくお

願いをいたします。

議長（立石隆教） 土川 議員

4番（土川重佳） 町長の答弁にもありましたが、地方創生は本年度元年でありまして、各地域の生きるか死ぬかは、もうその地域で決めなさいというのが始まりでありまして、本当に小値賀町の存続を考えた時に、私たち議員としても個人としても、やはり人口減に歯止めをかけるためには今立ち上がって、誰かが成らないことを成すべきだと、私たちも考え、日々この地方創生戦略に取り組んでいる次第でございます。町長の説明にもありましたが、今現在、小値賀町の人口も 2,600 と減の方向であります。私が思うには、増えんでもいいですから、今の現状を何とかして歯止めをかける方法はないのか、施策はないのか、いろんなことを考えております。そして、総務課のほうでも小値賀町地域戦略会議、申し上げますと、商工会、西海農協、宇久小値賀漁協協同組合、アイランドツーリズム理事長、地区会長等々、約 16 名で、まして学識経験者、長崎県立大学の教授を座長とする 16 名で一所懸命取り組んでいることは、私も分かっております。なかなか、ことは難しく、なかなか、道は開けないものですが、しかし道なき道を開くのが、誰かがせんばいかんちゅうことで、執行部ともども、町民の代表さん、日々悩んでいると私も思っております。しかし、やはり直面する、私が日ごろ感じているのは、この頃は日が短く、もう 5 時になれば日が暮れて、しかし何年前か、ちょっとまだ賑やかかったかなというようなこのような町も、「え？」というような、シーンとして、何か活気がない。本当にこれでいいのだろうか。子どもの声も聞けない。そんな町が本当に人が来るのだろうか。そういうことをいろいろ感じた時に、やっぱりここで何かをしなければいけないちゅうとが、地方創生でございます。しかし今回の地方創生の、私が一番良いことは、1つちょっと私なりに勉強してまいりました。今までのように国や県の言うとおりにやれば良いという考えでは、本当の改革はできません。21 世紀を見据えた町の目標を持続可能な社会づくり、仕事がないなら自分で作ろう、村が消滅すべきではなく、巨大になりすぎた都市を解体すべきです。小さな村は美しいだけでなく、持続可能な村であるべきです。住民自らが行動すれば地域が変わり、やがて自治体の姿勢も変わります。高齢者が仕事を持つことが、これが本当の福祉です。いたわるだけの福祉は本当の福祉ではありません。お年寄りが生きがいを持てるこれからの福祉は、産業福祉が必要です。そういうことを鑑みながら、本当に小値賀に合った産業とは何か、人口歯止めをどう考えるかという時には、私も終点にはまだたどり着いておりません。やはりいくつかのものが、1つは話題になっておりますところですが、私はそういうところからやっていくべきかなと。なかなか、ぼやっとしとりますけど、町長の 1 つ、どのように絞っていくかという、終点ですね、

そういうところの考えがあれば伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） なかなか、さっきから弁解めいたことばかり言っていると、皆さん思っているかもしれませんが、具体的なことがあるかという、今、議員がおっしゃったように、なかなか確たるものがないというのが現状だと思います。その中でですね、成らないことを今やるべきっちゃうのは私も賛成でございます。長崎県で一番小さい町でありますし、国あたりに行った時も、「町長のところは島ですよ」って。「離れ島ですよ」って言う。「人口どのくらいですか」と。「2千何百、3,000人切ってますよ」って言うたら「そのくらいなら生き残ることができるかもしれない。逆に大きい島は生き残らん可能性があるよ」と言われるぐらいですので、議員がおっしゃるように、小値賀町独自の生き方を模索していく必要は絶対あると、そのように思っておりますんで、先ほどもちょっと言いましたけど、我々は考えつくことは、かなり今まで、ここ20年ぐらいに亘って、歴代、議会も執行部もやってきてるわけですけども、その結果が現在の状況でございますんで。何かが足らなかったのかもしれないし、やりすぎたのかもしれないし、そこら辺は十分検証しながらやっていく必要があるかと思えます。そういうことで、今、直でお答えすることが、持ち合わせがないんですけども、今度の創生会議あたりでも提案も出てくるだろうと思えますし、それを先ほども言いましたけども、議会の特別委員会もありますので、これだけはやっていきたいとか、そういうことがあったら、是非この戦略の中に組み込んでいきたいと考えております。

議長（立石隆教） 質問は、簡潔にお願いします。 土川 議員

4番（土川重佳） 例えばですけど、私が人口を増やすための、手っ取り早いっちは言えば手っ取り早い方法としては、今現在、20歳から39歳の女性にターゲットを絞りまして、今2人持っている人があと1人産んでもらうためにはどうしたらいいんだろう。より持ってもらうためには、町が、行政がどのような手ほどもきをすれば、あと2人産んでもらえるのか。これが一番早いんですね。U・Iターンを増やすのももちろんですけども、やはり戦略というのは実現可能なことしかできません。失敗はできませんので、なかなか難しい問題とは思いますが、やはり人口歯止めをかける、人口を増やすためにはこういう手段もあります。やっぱり人口を増やすためには仕事づくりに繋がっていきますので、それはもう皆さんご承知だと思います。本当に難しい問題でありますけど、本当に島のことを思えばこそ、やはりこういう、「ひと・まち・しごと」や全部連携していきますので、まあ「まち」のことは言いませんけど、今小値賀町に一番大変なことは人口歯止めですね。最後に、私も思っておりますけど、町長の今後、執行部との関連でございますけど、一番、本当に人口を増やす、これ

でやっていくぞという確信があれば、一言、最後をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） またまた、大変難しい質問をされまして。実はですね、おっしゃるとおり連携をしていかなければいけないというのは十分分かっておりましたので、先ほど言いましたように、仕事場も増やす必要があるということは考えております。また、住まい、住居も、町外から来る人に関しては要るわけですが、町内の方につきましては何とか住むところはあるんじゃないかということで、I ターンよりは U ターンにぜひ帰ってきてほしいなということでやっておりましたが、同じような扱い方では、なかなかうまくいかないのかなということもありますので、例えば、働く場所があれば、また収入が増えれば、収入が増えれば、子どもももう 1 人増やしたいと。子どもが増えたら費用がそんなにかからなくて保育ができるよと。そういう社会を、同じような巡回をする、連携ができる社会を作る必要があると思っておりますので、おそらくこの戦略会議の場でも出てくると思いますので、先ほども一番最初に冒頭申し上げましたように、今まで一番ネックになってたのが、やっぱり事業費、金の問題だったろうと思いますので、そこら辺は、もし優先順位を付けることができれば優先順位を付けていきたいと思っておりますので、これも、あちらを立てればこちらが立たずで、なかなか難しい問題かなと思いますけども、大体考え方は一緒かなと思いますので、議会の特別委員会とも協力をしまして、この「まち・ひと・しごと」創生に努力していきたいと思っております。

議長（立石隆教） これで、土川重佳議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（傍聴に来ていた小学 6 年生、授業のため退場）

— 休 憩 午 前 11 時 00 分 —
— 再 開 午 前 11 時 06 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて、1 番・今田光弘議員

1 番（今田光弘） 子どもたちが帰ってしまっても残念です。

それでは質問いたします。

児童・生徒の通学路の安全確保について、質問いたします。

通学路の安全確保といえ、まず一般的に思い浮かぶのは交通安全だと思います。交通安全に関しては、3 年前になりますが、平成 24 年の 4 月に京都の亀岡市で起きた、登校中の児童に軽自動車が突っ込んで 3 名が死亡、7 名が重軽傷を負ったという事故が思い出されますが、幸いなことに小値賀町では、歩道の整備等により特に危険箇所はないと思われ、あとは本当に運転手 1 人、1 人のマナーと法令を守るということは、とても大事なかなと思います。安全確保とい

で次に思い浮かぶのは、やはり全国的には不審者だと思います。これに関しても特に小値賀では問題ないと思われるのは、やはりこれは本当に小値賀のすばらしさだと思います。

では、その通学路が本当に安全で何も問題はないのか。実際に何度か現場のほうを歩いてみました。まず夕方、今の時期、特に下校時ですね、先ほどの話にもありましたが、もう 5 時になると本当に真っ暗になります。街灯を頼りに歩かなければいけないということもあります。ところが、実際に歩きますと、街灯自体の数が場所によってはとても少なく、足元が本当に真っ暗になるところも少なくありません。とても心細く、不安を感じます。また、せっかく街灯があるのに、覆いかぶさる木の枝、葉っぱなどで光がさえぎられてしまって、暗くなっているところも現実にあります。むやみに街灯を増やすということも、それは必要ないと思いますが、光が連続的に、途切れないような街灯の配置。これと明るさの確保、これを是非お願いしたいと思います。一部報道では、2020 年には蛍光灯がもう生産廃止になるといった報道もありますが、これからはできるだけ LED、もっとできればソーラーシステムを導入して、少しでも電気料金を低減して地球温暖化防止に役立てていただきたいと思います。

もう 1 つ、歩いていてとても大きな危険を感じることがあります。それは木です。あまり手入れされていないために、歩く頭上に枯れた枝、あるいは今にも折れそうな枝というのが多数見受けられます。特に笛吹の林田のバス停から大浦にかけての県道沿いですね。それとか岳ノ内の調整池の下の、法面に生えている、斜めに生えている松。これは強風あるいは大雨、あるいは、あまりありませんが、雪がたくさん降った時には倒れてしまうんじゃないかと、本当に強く感じます。また車高の高いバスあるいはトラックが、その張り出している木を避けなければ、避けるためにセンターラインを超えて走っているところも何箇所かあります。特に、斑から浜津に向かう途中のカーブのところに出ている松などは、本当にはみ出ている危険だと思います。今年の 4 月ですか、神奈川県の川崎市で女の子の頭に 20kg の重さのある枝が折れて重症という事故があって、実際、小値賀町でも 10 年近く前になりますが、浜津でアコウの大木が倒れて、突然倒れたんですが、幸いなことにこの時は大きな被害はありませんでしたが、こうした大きな事故に繋がりにくいリスクは少しでも減らさなければいけないと思います。

防風林としての役目あるいは景観との兼ね合いというものもありますが、また県道であるということもありますが、特に危険と思われる木については早急に伐採や剪定、もしくは整枝をしていただきたいと思います。むしろそのことで、かえって景観がよくなるということもあるのではないかと考えています。また、通学路以外でも県道や町道、町内全域で、できればそのような危険箇所の

チェックを行い、調査を行い、危険と思われる場所、たぶんいろいろあると思いますが、こういう樹木に対して何らかの思い切った対策を講じ、少しでも人の命に関わるようなリスクは減らして行ってほしいと思います。

町民が「小値賀町は、本当に安全な町だ」と、皆が胸を張れるような町づくりをしていていただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

もし質問がある場合は、質問者席から行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 通学路における生徒・児童の安全確保についてという今田議員のご質問にお答えいたします。

まず、通学路としての指定をどのセクションが担当しているのかというのを、ご質問を機会にちょっと調査をしてみました。教育委員会によりますと、通学路とは、各学校が「通学の安全確保と教育環境維持のために指定する道路」ということになっておりまして、小学校・中学校ともに、昔からの小値賀町の幹線道路を通学路としておりまして、新校舎の建設に伴いまして、新たに図面に落としているということで、この質問を機会に改めて安全対策について検討させていただきたいと考えておるところでございます。

ご案内のように、道路の管理につきましては、担当は建設課でしておりますが、子どもの通学路というのは、一般の道路にはない安全施設、例えば歩道等が必要だと思われまして、町内の主要道路にはできるだけ歩道を付けるように努力をしております。議員がおっしゃるように、通学路の安全につきましては十分な対応が必要かと思いますが、この問題については、学校、警察、それから町の関係者が参加する小値賀町交通安全対策協議会、それから青少年健全育成会議という組織もございまして、以前にはその機関によって改善をされたということもあったかと記憶をしております。

昨年の8月に、夜間に島内の幹線の街灯状況を確認しております。その際に、老朽化したもの、電球が切れているもの、取り付けが壊れているもの、立木等の陰になっているものなどを確認しておりまして、早急に対応が必要なものにつきましては、既に修理を行い、木の枝を伐採しております。

それでも、やはり議員の言われるように、木々の繁茂によりまして暗いところがありますので、その対応はある程度必要であると考えますが、基本的には、質問の通学路の街灯でございます。これは私が初めての街灯を設置する時に担当しておりますので、お答えができるわけですが、これはですね、各地区や町内の街灯につきましては、各地区で管理をしていただくと。そして、各地区と地区のあい中の街灯ですね、例えば柳から浜津にある裏の県道ですね、これらにつきましては、通学路の街灯に限りまして小値賀町が直接管理をするとい

う仕組みになっておりまして、このことは現在も、設置してから数十年経っていると思いますけども、継承されておりまして、地区内の街灯に限りましては、1灯当たり2,000円の補助金が予算化されておりまして、年度末に各地区に支給されているところでございます。時代は変わっておりますけども、街灯により足元がはっきりするように街灯の設置につきましては、先ほど言いました地区内の街灯に限られておりまして、通学路の街灯につきましては、次の街灯の灯りが確認できる程度の間隔で配置されております。そういうことで、足元が見えるようにするには、枝の伐採だけでなく、ご指摘のように街灯の間隔を近くすること、それからワット数を上げることが必要となりますけども、これも議員が先ほどご発言なさいましたように、電柱というものは景観を阻害する一番の障害物になりまして、この小値賀町はご承知のように景観条例等も設置しております。そういうことで、姫の松原を例に取りますと、今も何本か電柱を建てているわけですけども、これもちょっと景観上は写真写りが悪いなと感じているぐらいのところでありまして。そうかといって地中化しても、結局はどこからか光を出さなくてはいけないもんですから、なかなか難しい問題だというふうに思っております。また、必要な期間が今ごろの冬場に限定されることもありまして、通学路に今以上に街灯を増設することは、費用対効果の面からもちよっと難しいのではないかとということで、ご理解をいただきたいと思っております。

具体的なお質問がありました大浦・林田付近の県道法面の松ですけども、県道改良後に自生したものでありまして、直径が30cm程度の松が20本も自生しております。しかしながら、防風林としても、また景観を保つためにも、その役割はかなり果たしていると考えております。危ないということであれば別なんですけども、強く根を張って、樹勢のほうもかなり強いということで判断をしております。そういうことで、道路管理者としましては、法面に木が生えた場合は、道路の機能にとって不都合な点がないかを検討してその都度、伐採をしておりますけれども、特に車両の通行や見通しの障害にならないかが視点となっております。法面が崩れないかなどを判断の材料としておりまして、ご質問の地域については、特に問題がないものと、担当課のほうでは判断しているようでございます。危険な状態になった場合には、土地の所有者を確認する必要がございます。県有地であれば長崎県と協議して、個人のものであれば所有者と協議して、これからも適切に対応してまいりたいと考えております。

関連をしましてご参考までにお知らせいたしますけども、道路の草木の管理につきましては、道路の大きさ、利用頻度、主な利用者によりまして、町が直接管理している道路と、地区にお願いしている道路があるのは、議員もご承知だと思います。地区にお願いしている道路でありまして、管理が難しい、先ほどからご案内の、大きな木があるとか、そういうことの場合の高い部分の枝切り

は、町が直接管理しております。そういうことで、ご指摘の付近におきましても、法面より上の部分に生えていた松が枯れまして、時化の時に道路の方へ倒れていたという経過もありますが、予期できないことでもありまして、すぐに連絡を受けまして撤去をしております。そういうことで、議員ご提案のことにつきましても、今後、各機関に投げかけをしたいと考えておりますので、早急な対応は難しいことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 場所的にちょっと限定して喋らせていただきます。林田のバス停から大浦にかけての県道沿いの法面の松ですが、私観もあるのかもしれませんが、年々少しずつ斜めになる、角度が浅くなっているというか、若干、倒れ気味になっている。もちろん今の時点ではそう危険と言い切れるほどではないんですが、年々、本当に斜めになってきているということは、そこに雨が降るとか、あるいは地盤が松の場合、そう多く根っこが張っているわけではないので、大きな風、あるいはここ何年か経験していないような風や雪が降った場合、やはり倒れるリスクというのがあると思うんです。全部が全部を切れということではないんですが、本当に倒れかかっている木が倒れてからでは遅いので、ましてや植林したのではなくて、自生というか自然に生えたものであれば、これは切ってもそう問題はないと思うし、実際にその何本かを切ることによって防風林としての役目が果たさなくなるというのは、元々、植えたものではないということであれば、僕はそう問題はないと思っております。全部が全部ではないんですが、特に角度が倒れかかっていると、僕には見受けられるのですが、その木だけでも町のほうでなるべく早く対応できないか。実際に皆さん、車で通って、もちろん歩いてもいいですが、やはりこれは危ないなという木が、本当に何本か、僕は感じます。いかがでしょうか、町長。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

今、議員さんが言われているところですけれども、できれば後ほど議員と一緒に、そういうところがあれば、説明をしていただきまして、私も確認して、必要であれば対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） その点は了解いたしました。よろしく願いいたします。最後に僕が質問した、町内全域を点検するというお考えはありませんか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 町内全域と言われましても、道がたくさんありますので、基本的には先ほど町長が言いました、まずは町で直接管理している道路を

確認したいと思っております。なお、その道路に関しては、毎年数度の草・枝の伐採を既に行っておりますので、しかし議員の指摘のとおり、木ですので、年々また枝が張ってきたり下に下がってきたりするところもありますので、そういうところに関しては、注意をして対処したいと思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） わかりました。そうですね、普段、皆さんが車で通る、あるいは歩いている時に、もう1度状況を是非、見ていただいて、本当にこれで大丈夫か、そこは皆さん1人、1人考えていただいて、できるだけリスクのない安全な小値賀にさせていただきたいと、本当に思います。

以上で、質問を終わります。

議長（立石隆教） これで、今田光弘議員の一般質問を終わります。

続いて、7番・宮崎良保議員

7番（宮崎良保） 午後からかなと思っていたんですけども、午前中になりました、ちょっと焦っていますけども、よろしくをお願いします。

昭和60年の12月に開港した小値賀空港は、平成16年3月に福岡便が、また平成18年12月には長崎空港便が休止となって、全ての定期便が廃止になりました。前方方面の農家の皆さんが身を切るようなご配慮によって土地を提供していただき、県庁から2時間でつなぐということを目的として開港されましたが、わずか21年で役割を終えたままです。その後、長崎県では空港の廃止が議論され、跡地の有効利用法や災害時のライフラインとして活用する案が協議されていると聞いております。議会としても、廃止にならないよう県庁に陳情に行った経緯もあります。当時の副知事が対応し、長崎県教会群の世界遺産が迫っていたことから、世界遺産登録までは維持し、その間に有効利用する方法を探るということでした。その後、議会としても岡山空港や佐賀空港に出向いて就航のお願いに行ったりしましたが、これといった有効な手段が得られませんでした。行政でも、数年前までは佐賀航空の協力を得て、非定期便の就航を実施しましたが、現在は中止になっております。その世界遺産が来年に迫ったことから、有効な手段ができなければ、再び廃止の議論が出てくると思われまます。休港以前の平成15年度は、着陸回数が677回、乗降客数が3,104人だったのが、現在、平成25年度で、民間機、自衛隊機及び急患搬送合わせても140回と減少しております。今後の有効利用の方策を考えることが、急務と思われまます。

そこで、今後、世界遺産登録されると観光客が多くなると思われまますので、オリエンタル航空の定期便の就航が可能かどうか、県に調査を含めてお願いできないか、町長に伺います。

また、有効利用方法としてもう1つ、今年の9月に来島した枕崎グライダークラブの飛行会がありました。枕崎グライダークラブは、平成3年に国内初の

通勤ター空港として開港した枕崎飛行場を拠点に、鹿児島県の第一工業大学とともにグライダーの愛好クラブとして発足したそうですが、拠点である枕崎飛行場が平成23年に廃止になり、滑走路をメガソーラー事業に賃借して活用していることから、利用できる飛行場として阿蘇まで行って飛行しているということです。九州・山口では、飛行機の曳航でグライダーを飛ばして飛行会を開催するところは極めて少ないそうで、何とか工夫してできないか模索中だそうです。今回、小値賀空港で飛行会の開催をしましたが、今後、継続するにはグライダーの輸送費がネックとなり、今回は初めてということで、まずまずの参加がありましたけれども、輸送コストが燃油代金を除いて21万4,930円となり、その内トレーラーと機材運搬用の2台の輸送費だけで18万9,260円と高くなっておりまゝることから、今後、同じような条件での開催は、参加者が来るかどうか不安だということでもあります。今後、小値賀空港にグライダーを常駐することができれば、枕崎グライダークラブをはじめ、鹿児島第一工業大学や福岡大学航空部なども利用でき、有効活用ができるとともに、町にとっても飛行場を有効活用でき、また多大な経済効果が期待できることから、グライダーの購入を考えてもいいのではないかと思います、町長の考えを伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 宮崎議員の小値賀空港の利活用についてというご質問にお答えをしたいと思いますけども、ここに書いてなかったことをかなり質問されておりまゝるので、漏れた時は再質問をよろしく願いいたします。

本当に、小値賀空港につきましては、私たちにとっても残念なことだと思っております。先ほどからご案内のように、長崎県のほうにもいろいろと要望はやってたわけですが、先ほどの話の中に出てきたように、とりあえずはもう、世界遺産のことが落ち着くまでは、あそこをいじることはできないだろうということになりまして、現在まで至っております。世界遺産ということで、どこを、どのくらいのお客さんをターゲットにするかで随分変わってきます。セスナで2、3人で運んで採算が取れるのかという問題もありますし、ご承知のように9人乗りのあの飛行機はもうほとんど利用することができないぐらい、国内に残っておりません。そういうことで、県のほうに調査をしたらどうかというご質問がありましたので、県のほうとも話は止まっていますんで、空港の利活用について、また空港の存続について、改めて相談をさせていただきたいと思っております。

そういうことで、何をさておいても定期便というのは、大変、難かしゅうございまして、運航会社が現れないと小値賀町単独では当然、難しいことだと思っております。先日、新上五島町の町長さんから電話がありまして、上五島町においても、世界遺産登録を控えてまして空港を活用したいという考えを持って

いらっしゃるようでございます。いずれにしても定期運航となりますと、運営会社を見つけるのは、大変ハードルが高い問題だという考えを持っております。先ほどもお話にあったかと思いますが、定期便でなくてチャーター便を平成25年度に、オンシーズンに限ったチャーターの運航に取組んだ経緯がありますけれども、その後、機体自体が古くなって、会社が手におえないというふうになったのはご承知のとおりでございます。これが小値賀だけじゃなくて、新上も乗るといような話になれば、費用的な問題も少しは軽くなるのかなと思っておりますけれども、これから検討をさせていただきたいと思っております。

本当に世界遺産登録になれば、やはり世界からも注目されますので、交通アクセス、航空路があれば大きな武器になると考えますので、今後もチャーター運航が可能にならないか、まずはそこから調査研究していきたいと考えております。

次に、グライダーのお話がありました。これは議員のほうから説明していただきましたが、枕崎グライダークラブというところから15名が来島しております。島内の消費の拡大にも繋がったのではないかと感じております。その時、利用者の感想をお聞きしておりますけれども、天候の都合で実質2日しか飛行できなくて残念だったと。だけど、地元の方々との触れ合いも結構あって良かったということ。それからまた、先ほど議員が言われましたように、小値賀空港を利用する場合には、高速道路の他に海上輸送コストが高額と。これがネックとなり飛行会を計画しても参加者が集まるかどうか不安なところである、というお話を聞いております。私は以前、スカイダイビングチームを招請したこともありますが、空いている滑走路を自由に使えるメリットが、これはスカイダイビングもそうですけど、このグライダークラブにもあります。そういうことで、全国的なクラブとの連絡調整等も必要とはなってきますが、空港の利活用の面からも、地元経済への貢献、情報発信などの点で、移動経費の一部補助等を行っても、空港での継続した飛行会の開催ができればと考えているところでございます。以上でございます。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 先ほど、小値賀空港の利用については、チャーター便を利用して上五島と協議をしていくとおっしゃいましたけれども、やはりチャーター便だけでは飛行回数が極めて少ないような気がいたします。現在、140回ということで、3.8回に1回ということで、せめて1日に1回程度、360回程度はやっぱり利用率を上げないと、ちょっと今後の有効利用には厳しいのかなと思われまので、できれば最初から定期航路を、上五島等とも含めて協議をしていただければいいのかなと思っております。そうしたほうが、やはり我々小値賀町にとっても、観光客にとってもですね、より有効な計画的な利用ができるのでは

ないかと思っております。その辺、町長、どうでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私も、できれば定期便のほうが良いわけですが、チャーター便も飛ばせないのに定期便ちゅうのは飛躍しすぎてるのかなという気がしますんで、まずはやっぱり、最初から言いますように、会社なんですよ。ところが、これは普通の自動車整備工場を持つわけにはいかないもんですから、整備技術者も必要になりますし、特別なところしか参入ができないわけです。民間が参入してくれればいいというのは、一般的に思われると思いますけど、この飛行機業界はかなり難しいところがございます、金だけあればできるものでもないし、そういうトータル的な検討が必要となつてまいりますので、考えは一緒でございますので、議会のご支援も受けながら、運航する会社を見つけていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） 町長の思いは分かります。分かりますが、やはり昭和60年に開港した時も、赤字覚悟で就航したんですよ。それは赤字は長崎県が補填するということで実施したんですけども、赤字が続くから辞めるつちなつた時に、どうなんでしょう。土地や何やば全部、皆さんが提供していただいた思いをすれば、何を今更という思いがしなくてもありませんので、なるべく上五島と検討と協議をしながら、また長崎県、各方面で伺いますと、飛行場が800mでは短い、せめて1,200、1,400程度あれば業務的にもできるのかなという航空会社もありましたので、その辺も含めて、県や上五島と協議してくれればいいのかと思いますので、よろしくお願いします。次に、枕崎グライダークラブの件でございますけども、この前9月13日ですかね、ちょうど小値賀町が共進会のあつた日に飛んでおりました。1回飛ぶと2回利用率が上がるわけですね。曳航機とグライダーと2つ一遍に行きますので、非常に有効利用できる可能性としては大きいだろうと思います。これが年に何回か来てくれれば、360回ぐらいすぐできるのではないかと思います。ただ、町長が言ったように、輸送費を助成するよということであれば、なかなか1回、1回、枕崎飛行クラブ、あるいは福岡第一工業大学または福岡大学の航空部といったところに、それぞれ助成をしなければなりません。であれば、もう小値賀町に1機、それを購入して常駐しておくことで、経費を負担というか、コストを下げることができるんじゃないだろうかと思います。現在、第一工業大学のグライダーはですね、チェコ製の10列複座式で、幅が最大18.2m、長さが8.5mということで、この半分です。10mそこそこ、折りたためますので、そういった格納庫1つあれば多分、購入してもそう経費はいらんのかなと思います。もう1つ、どこやったですかね、どこかの製品で、単座のグライダーがあるんですけども、これは中古で

100万前後ということで、極めて安いのがあるということは聞きました。しかし単座ですので、大学生の飛行にはちょっと向かないのかなと思いますので。こういった考えをすれば、やはり小値賀町に1機グライダーを常駐させて、誰でも…誰でもというわけにはいきませんが、小値賀で飛行会を開催できるような環境をすれば、また小値賀のPRにもなるし、経済的にも、ものすごく多大な貢献をするのではないかと考えますが、町長の意見を伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 練習用も兼ねてるわけですので、学生ですからね、そうすると、どうしても複座のグライダーじゃないとダメだと思いますけども、値段は聞いたことがありますか。いくらかかるか。教えていただければ。それともう1つですね、格納庫を作るとなると、また大変なんです。ご承知のように風はひどいし、簡単に掘って建て小屋を作るわけにはいきませんので、なるべく安くとお考えで話してるとは思いますけども、グライダーの価格だけじゃなくて、今度、格納庫を建てるということになりますと、頑丈に建てないと危ないものですから、そこら辺の、今の格納庫の中に納まるのであれば問題はないと思いますけども、そこら辺はもう少し検討させていただければと思います。

ちなみに値段はいくらですか。分かってましたら教えてください。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） 申し訳ございません。値段のほうは、複座式についてはちょっと返答がなかったわけですね。安いのがいくらかと聞いたら、単座式のやつが中古で100万ぐらいであるよということですので。調べてくれと言えば調べますが、そちらでお願いをしようかなと思っております。確かに格納庫等々についても、あそこは風通しがすばらしく良くて、我々が立つとってもかなりの風圧を感じる場所ですので、厳しいのかなという気はしますが、今ある格納庫の近くにプレハブでもというような考えが、私の頭にはあったんですけども、今の格納庫もですね、10m近くあるのであれば、あれを利用してもいいのかなという気がしますので、その辺、調査・検討していただければと思っております。どうでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ちょっと、格納庫の大きさもあれなんですけど、10mなかったんじゃないかなと思います。それによって大きく話が変わってきますので、お答えは控えさせていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

7番（宮崎良保） 私の調査不足もありまして、なかなか厳しい面もあろうかと思えますけども、やはり、小値賀町の観光にとっても住民にとっても、今後、来るであろう大きな災害等のライフラインとしても、空港というのはやはり必

要だろーと思ひますので、何とかこれを有効利活用できて、廃止議論ができな
いような態勢を作っていくことが可能かと思ひますので、今後ともひとつ、
調査等についてよろしくお願ひをいたします。

これにて、私の一般質問を終わります。

議長（立石隆教） これで、宮崎良保議員の一般質問を終わります。

午前の部は、ここまでとします。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 45 分 —
— 再 開 午 後 1 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて、6番・横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 私は、観光産業の振興について質問したいと思ひます。

当町において、今一番成長している産業といえば、観光に関するものではないかと思ひます。民泊による宿泊者は修学旅行で1,000人余り、一般の民泊者が800人余り。そして平成21年度からオープンした古民家に泊まる観光客も、それなりの人たちが利用している状況であります。また、世界遺産登録を目の前にした野崎を訪れる観光客は、年間4,000人余り。小値賀が生き残るための政策、交流人口増を図ることは、確実に年々上向いているようであります。

津田前町長のしっかりした文化的見地から、いろいろな障害を乗り越えて取り組んだ旧野首教会の改修が功を成し、今の交流人口の増に繋がっていることに感慨深いものを感じております。第1次産業が低迷する中、歴代の町長が取り組んできた事業・政策が、現在の観光産業の発展に大きく関わって実を結び、ようやく開花しようとしている時であります。このような中、その観光事業に関するところで、成長過程にあり得る、新たな解決すべき問題も発生しているようであります。

そこで町長に、次の4点を質問したいと思ひます。

まず1点目、観光産業の振興策について、小値賀町が取り組むべき一番の課題は何か。町長の基本的な考えを伺ひます。

2点目、資金不足が問題になっているNPO法人IT協会の現状について、小値賀町はどのように認識しているのか、伺ひます。

3点目、小値賀町の観光振興に多大な貢献をし、公益性のある活動も行っているNPO法人IT協会の存在、必要性は言うまでもありませんが、観光事業を進める上で、大きな力になっているNPO法人IT協会との関係を、今後どのように講じていく考えなのか伺ひます。

4点目、世界遺産認定後、更なる交流人口の増加が見込まれておりますが、本土との海上交通の改善策をどのように考え、またこれまでの取り組みについて

も伺います。

以上、よろしく申し上げます。

再質問は、隣で行います。

よろしく申し上げます。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 観光産業の振興対策についてという、横山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、観光産業の振興策について、小値賀町が取り組むべき一番の課題ということですが、これは観光だけの課題ではないと考えておりますけど、一般に旅行者は事前に計画して来ますので、欠航が多く航路が不安定で、利便性が悪いとなると、旅行の行程自体が成り立たなくなる恐れがあり、旅行業者としても、旅行商品としてもツアーが組み立てにくいということになりますので、できるだけ早く、本土との交通アクセスの改善を図ることが第1の課題であると思います。これまでも関係者との協議を進めてまいりましたが、議会でも過去には特別委員会を設置した経緯もございますが、相手がいることで、なかなか進展をしておりません。この問題は引き続き、各方面に働きかけをしてまいりますが、一方では町内の観光産業の振興を図っていくことも必要だとは考えております。

世界遺産登録が目前に迫り、観光客の姿が目立つようになった今、小値賀町では宿泊施設が不足しています。このことについては、今年各地の小値賀会でも話題となりまして、早速、福岡小値賀会の有志の方が小値賀でのホテル建設に動き出しています。規模や場所等まだまだ未確定の部分が多い状況ですが、雇用の場の創設にもつながることで、これから小値賀町として、建設に向けまして、できるだけ協力していきたいと考えています

一方で、ハードの面もですけども、ソフト事業の立ち上げも必要で、これまで、小値賀アイランドツーリズム協会を中心に観光資源の開発や観光窓口の一本化を図り、ワンストップ窓口を設置し、観光客の好評を博してきております。私たちの小値賀町には、火山活動によって形成された緩やかで平坦な地形と遠浅の海、青い松の緑と白い砂浜、また、古代より先人たちが培ってきた歴史や文化、人々の生活が織りなすものが、小値賀特有の景観を形作り、これが一番の観光での材料であり、素材になりえるものであり、子々孫々までこれを残していく義務も我々に課せられていると考えます。他の町が真似のできない小値賀らしい観光の確立を目指していく必要があると考え、自然体験及び民泊を展開するIT協会には、できる限りの支援をしてまいりました。しかし残念なことに、資金不足によりNPOとしてのIT協会として、株式会社小値賀観光公社との合併を検討しているというお話がありました。町としては、1本化については

理解ができる場所ですが、公益性の担保という点で NPO であれば問題ないかと思えますけれども、株式会社となると株主の利益を優先するということが問題だという考えをお伝えし、関係者でもう少し協議をして下さいとお願いしました。そのあとに、IT の会員さんや公社の株主さんたちを対象に説明会を開催したところ、いろいろの意見が出ているということまではお聞きをしております。やはり構成メンバーの理解が大切だと思いますので、関係者で十分話し合っ、方向性を決定していただき、その結果を受けた上で、小値賀町として支援できる場所は、できるだけ協力していきたいと考えます。横山議員が会員かどうか、株主かどうか分かりませんが、今のところ、この程度の事情しか知りませんので、もし、何らかの働きかけがあったなら、そのことに対する議員のお考えをお聞かせ願えれば、もう少し具体的なお答えができると思えますので、よろしくお願いをいたします。

横山議員が言われるように、確かに IT 協会は小値賀町の観光振興に多大の貢献をしているのは間違いなく、特に資金不足になっているのは、27 年度予算編成の折に理事長さんから伺っておりまして、6 月補正において IT 協会補助金に、野崎島自然学塾村指定管理委託料を 170 万円増額して対応したところでもありますし、23 年度から人的支援として地域おこし協力隊を派遣し、野崎島での自然体験事業等のサポートを 5 年に亘り継続して実施中であり、NPO 法人との関係ではありますが、現在、野首の教会守、自然学塾村の管理をはじめ、町内の公園や観光施設の管理をお願いしております。そのほか、佐世保観光圏の構成団体にもなっておりますし、そのほかにも、地域づくりボランティア活動の中心的な存在となっており、小値賀町の活性化に貢献していただいています。

まちづくり観光公社の方は、観光を産業化するという点で、IT 協会から営利部門を発展的に独立させたという点で、IT 協会から理解してはいますが、厳しい経営環境の中で、売上を 2 つの団体で配分する形になっており、その経理がなかなか分かりにくいと前から申し上げてきましたし、かねてより感じております。今後、野崎の世界遺産を見据える中で、管理すべき施設が増えてまいりますし、観光客も増えることから、対応すべき仕事は拡大いたします。その中であって、ここ数年活動してきた IT 協会と観光公社のノウハウは重要だと考えておりますし、今後も更に充実した形で活動を続けていただきたいと思います。

国の観光庁は、観光地経営という視点からまちづくりを行います「日本版 DMO」と呼ばれる組織作りを進める模様で、これからは、日本国内の各地域がその地域の風土・文化に合った組織形態を作り上げ、地域を活性化させる観光のビジネスモデルであり、その使命はマーケティングに基づく観光戦略の策定・推進や地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う機能であり組織であるとされております。現在の NPO 法人おぢかアイラ

ンドツーリズム協会は、優れたワンストップ窓口の提供により「日本版 DMO」の代名詞となりえる、という感触を国から得ているほど高く評価されています。しかし、現状は、資金不足はもちろん、小値賀町内における関係者との合意形成、来訪者に関するマーケティング調査及びそれに基づく販売戦略など、弱い部分も散見されておりますので、今後は現場の知恵を結集し、是非、具体的なアイデアを出していただいて、我々行政のマンパワー不足を、少しでも応援していただければと思っています。

最後に、海上交通の問題についてお答えいたします。海上交通の問題ですが、町内の野崎島一本島間の交通と、本土との海上交通の 2 つがございます。まず、小値賀町内の交通ですが、現在、町営船「第 3 はまゆう」の新船建造に着手しており、バリアフリー対応も含め、快適性は向上すると思いますが、船便には補助航路としての制限がある中で、ある程度の団体客等に対しては大島便の空きを利用して臨時運航するとか、利用客の動向を見てダイヤの改正とか、今後も関係者で検討していきたいと思っています。瀬渡し船や海上タクシーもありますので、観光窓口の充実により効率的な運用を図っていきたくと思いますし、団体の貸切については、五島産業汽船の船を利用することも検討したいと思っています。

次に、本土との交通ですが、平成 26 年度は、九州商船が船の更新のための航路改善計画を策定しておりますが、しかし、今のところここに至っても全く動きがありません。この件については、行政報告でも申し上げたところでございますが、先日、小値賀を訪問されましたヒゲの隊長、佐藤正久参議院議員のお話によりますと、国境離島新法は 1 月開催の通常国会に提案され、成立される見込みとなっております。現行の離島振興法の中で解決が難しいこの航路の問題を、この新しい法律により打開できないかと期待するものでございます。

また、本議会終了後に、この件に関しまして、議長にも同行をお願いし、中村知事への要望を行う予定にしています。

以上、長くなりましたが、答弁を終わります。

議長（立石隆教） 横山議員

6 番（横山弘藏） 今の小値賀町の観光のあり方、そして問題点、そして NPO 法人のいろんな資金不足の問題とか観光公社との合併の問題、いろいろ、町長も町民と一緒にあって、問題意識を共有していることはよく分かります。小値賀町の産業について、一言、言っておきますけども、農業の売り上げは大体、この 10 何年、4 億円前後で推移しております。漁業に関しては、平成 19 年に 16 億 7,000 万、これがたぶんピークだと思いますけども、そのあと現在、平成 26 年、その半額ですね、約 50%の減になっております。8 億 7,000 万、平成 26 年度の水揚げがですね。第 1 次産業が、昔の小値賀町では考えられないほどの、

漁業は特にですね、低迷をしてるわけでありますが、そういった中でやっぱり、その当時の産業振興課の課長であった、今教育長をしております吉元課長を中心に、何か小値賀を活性化するためにほかの手立てはないかということで、本当に真剣に考えて、私もその当時の吉元課長と何度も話をしたことを覚えております。そういった中で、財政的にも厳しい中ですね、古民家事業に取り組んで、少しでも小値賀の観光を島外に向かってアピールし、そして交流人口を増やそうじゃないかといった方法で進んでいったと思います。そしてもうだいぶ前ですけども、近藤前町長の時ですね、商工会にあった観光協会を分離して、しっかり新たな観光協会として独立させたことを、私はその時の議員として覚えております。そして自然学塾村のオープン、そして子どもの体験、それが民泊への発展、そして古民家。私が思うには、順調に小値賀の観光事業は発展していると思っております。そういった中で今、実際、たくさんの人を小値賀町に迎えているわけでありますが、その中で私が見て思うのは、やっぱり NPO 法人の小値賀町の今の観光に対する働きぶりは、ダントツではないかと考えております。一生懸命、民泊でお世話する民家の方を、現在 27 軒余りあるそうですが、どうしても足りない時には 35 軒ぐらまで一所懸命頼み込んで、今の修学旅行生を受け入れております。その売り上げは、何百万ともなっております。小値賀町の交流人口が増える上に、また島外からのお金も島内に流入しているわけであります。そしてこれからは世界遺産の認定に向け、そしてその効果によって小値賀町の名前も売れ、島外からの観光客もますます増えると思っております。そうした小値賀町の今の流れの中で、西町長がどういうところに、私は、重点を持って、しっかり取り組むかということ聞いたわけでありますが、ほかの町村では真似のできない、小値賀だけの個性のある観光を進めたいと言ったわけですが、その辺のですね、町長の小値賀町の観光の目玉、そして具体的にどのように、その政策を関係者と話し合って進めていくのか、もう 1 度答えをお願いしたいと思っております。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 長いこと説明をいただきましてありがとうございます。今までの経過については、私も十分知っております。これからのことをですね、まずは先ほども言いましたように、NPO 法人自体でどのような形にしたいかと思っているのか、そこら辺をまず聞かせてくださいということで、今、お願いをしております。これはもう、いろいろな考え方があって大変難しいことだと思います。だから、外から見た感じでは、NPO 法人と公社の区別は付かないと思っておりますけども、我々もそれを早く区別をしてほしいということでお願いをしてたわけですけども、これは先ほども言いましたように、NPO 法人につきましては、我々もできる限り応援をしておりますので、そこはまた NPO が今

度合併をするかしないか、NPO が決めることですので、それを決められたら、また相談に乗らせていただきたいというのが現状でございます。

議長（立石隆教） 横山 議員

6 番（横山弘藏） 分かります。NPO 法人の、今、置かれている立場を町がしっかりサポートしてやってほしいという気持ちであります、その気持ちが町長も同じであるということで、それは分かりました。観光客数も年々、小値賀町は増えておりまして、数字で言うと平成 17 年は 2 万 9,000 人余り。現在は 3 万 7,000 人から 3 万 8,000 人ですね。年々増えております。そういった中で NPO 法人の一所懸命努力した跡が見えるわけですけども、私が町長に望むのは、そういった現場の声が、問題が出てくるまでなんとなく待っているのか、もうちょっとですね、小値賀町の観光について、どういうふうになっているのか、そして NPO 法人にしても公社にしても、どういう問題を抱えているのか、そして例えば民泊も、年々高齢化して、今後、何かあれば辞めたいという人もそろそろ出てきております。そうすると、せっかくやっとな観光という産業が育ちつつあるこの中で、反対に衰退していく可能性もあります。そうすると町のトップとして、自分のほうから出かけたり、関係者の話を自分のほうから入って行って、いろんな問題点を探るということも必要かと思いますが、そういった努力を、どうですか。今後、やるということで。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、民泊の話がありましたけど、これは、私は何年も前から言ってるんですけども、「何か手伝うことはないか」と聞きますと、「いや、ない」というのがずっと答えでした。それは今日、理事長も来てますから分かってると思いますけども、我々に何か応援することがないのか、ということをした時に、そしてまた実際に民泊をやっている方にお聞きしますと、「いやあ、我々はもうボランティアでやってるから、いい」と、そういうのが今までの現状でした。そういうことで、なかなか高齢化してるとも我々も十分承知しておりますので、何か手立てがないかということで、そこら辺は考えておりますけども、なかなか浸透しないといえますか、民泊の方が増えないと。それに増して、今交流人口のほうが増えて、「どんどん来られたら我々は対応できない」という声も事前に聞いております。そういうことで、何か方法がないのかというのが、今、我々が考え付くところはそういうことで、それに対してお答えがあれば、我々も十分、対応したいと思っているところでございます。こちらから民泊に対して、どういうふうなことでやるかっちゃうのは、我々はそういう知恵を持ち合わせておりませんので、先ほどもちょっと申し上げましたけど、ノウハウを持っているのが IT のほうでございますので、こういうことにこういうことを利用したらどうかと、そういう意見を出していただけたら、十分応援する

考えを持っているわけで、先ほど議員も言われましたように、これからの観光は小値賀にとって重要な産業になるという自覚もあります。そのために私とすれば、増える観光客に対応する手立てをしないといけないということで、何年も前からアクセスの改善とか、そういうことをまず我々が前線に立って、できることを解決をしていきたいと。そういうことでやってきております。だから今後、NPOの方向性が決まりましたら、じっくり話をさせていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） NPOに対する思いは、しっかり分かりました。今後、いろんな相談があった場合には、NPOのほうからも何かと相談があるかと思えます。そして今までもあったと思えますけども、もし具体的な相談があれば、やはり大事な組織ですので、小値賀町としてもしっかりサポートしてほしいと思えます。特に、担当者の話を聞くと、やっぱりマンパワー、人材が足りないということも言っております。そして協力隊の人も、今、1人いただいているんですけども、忙しい時には1人も2人も足りないということがあります。小値賀町の公益的な仕事も十分やっている法人でありますので、そういった人的な部分でも町長は考えてほしいと思えます。なるべく後退しないように、ますますこれから世界遺産のこともあるし、野崎には今度の補正予算にも上がっておりますが、ビジターセンターの設計委託にも230万ほど予算が上がっております。そういった施設ができれば、また雇用の場も生まれると思えますけども、どうか今後とも、こういった事業者に対してはしっかり相談に乗って解決をしてほしいと思えます。

それから、交流人口が、これから世界遺産が認定されたら増えるということになっておりますけども、九州商船のほうも5万人ぐらい増えるということ予想しているそうではありますが、私は6月の議会でも海上交通の改善について質問しましたけども、その後、町長は何か対策を関係市町とも行ったのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 前段のIT協会との関係ですけども、全く同じ考えでありますんで、IT協会の方針がある程度決まりましたら相談をさせていただきたいと思えます。2番目の航路の問題、これも相手がおりまして、ご承知のようになかなか難しいところがございます。今、九州商船に関しましては、去年うちが入ってる協議会で高速船を造り替えるというような計画も出て、それを協議会としても承認してるわけなんですけども、今年に入りましてご承知のようにフェリーはさて置いて高速船を先に造るということで、その高速船も宇久・小値賀・上五島には関係なく、まあ上五島には関係あるわけですけど、長崎へ持ってい

きたいと、そういう、我々からすると、とんでもない方向へ進んでおります。先ほどもちょっと申し上げたかと思えますけども、ちょっと今日は一般質問と行政報告とごっちゃ混ぜになっておりますのであれですけども、県のほうにも県議会のほうにもお願いに行くようなことで計画をしております。まだ決まってはおりませんが、五島産業汽船のほうに、今現在宇久に停めてる船の効率的な利用ということで、はまゆうが新船になっても野崎航路に今以上に増便することはかなり難しいという事情が、時間帯もかなり難しいということがありますので、その穴埋めを五島産業汽船にお願いをできないかということで、今、下話だけはしているところでございます。本体の九州商船につきましては、向こうは、我々はフェリーを造り替えるだけじゃなくて船の増便も考えてもらいたいという話をしてるんですけども、とてもじゃないけどそこまでいきません。そういうことで、これも佐藤さんが来られた時にちょっと話したことなんですけども、そういうことであれば県あたりと協議して、指定管理者の制度等の利用も図れるんじゃないかという話もちよこつとあったと思えますので、その後、国からも審議官が来ております。国境離島法ができましたら、その中に県との協議をして、国と協議をしてくださいという要綱が入るということ聞いておりますので、それができてからまたお願いに行くということにしておりますけど、なかなか早急に解決できる問題じゃないなと思いつつも、今よりは絶対良くしなければならぬという気構えでおりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） ご存知のとおり、九州商船は高速船を就航した途端に火災を起こして沈みました。九州商船はですね、そういった失敗もよく繰り返す会社ではありますけども、小値賀町にとっては大切な、なくてはならない交通機関であります。県との航路対策協議会でもなかなか進展しないという感じを受けましたけども、小値賀町で船をどうこううちゅうのは、なかなか難しいと思えますけども、今後ともいろんな関係機関と、そして今度新たにできる離島新法も大いに利用してしっかり航路対策はとってほしいと思えます。そういった中で、小値賀町で、私はできることは何かと言えば、やはり出入りする人たちの安全面、環境面を考えたことで、ターミナルの周辺に雨風を少しでも避けることのできるちょっとした施設を、単独でもできないかということについていつも日ごろ考えています。どこの港に行っても、小値賀町のあのしょぼいテントは、どう見てもこれから観光として発展していく町には不似合いではないか。そして実際、小値賀の島民の人から、雨とか風を外で避けるためのテント、施設をどうかならないかとよく聞きます。これは高齢者対策にも繋がります。やはり足の不自由な人や体の弱い人は、雨風の時にはかなり堪えているようであります。

そういった意味において、町長ができることと言えば、出入りする人たちの環境を整える。そういったことは、町の独断で判断できるのではないかと思いますけども、その辺、町長は、まだ大きい船ができてからという、まだ描いた絵にも餅にもならないような話を何年も待ってずっと据え置くのか。それとも、とりあえず、そういうことは実行しようということになるのかどうか。その辺の答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私も同じことを考えてるんですよ、実は。ところが、ご存知と思ってましたけども、宇久は港湾施設なんですよ。小値賀は漁港施設ということで、すぐ着くエプロン、あそこの利用に制限がかかっておりまして、あそこに固定施設を造ることができないということが、一番の最大の難問になってるわけです。これにつきましては、少しずつ国のほうも軟らかくなってきている感じはしますけども、一番やっぱり、お年寄りの話がありましたけども、バリアフリーをするにはどうしてもボーディングブリッジが必要になると思います。このボーディングブリッジも船の長さが極端に変わるとやりにくいわけですね、乗り口が違うということで。そういうことで、今のターミナルができる時には、おそらく今の野母商船の船より大きい野母商船の船が入ってくるということで、あの南側の玄関も造ってるはずなんです。その後、野母商船も船を造るのを一時止めましたけども、造って、今の 1,500 トンぐらいの船ができとるわけですけども、これに合わせてやると、今度は九商のと合わなくなるという問題が 1 つ出てきております。これも九州商船に、だから早く船の大きさがある程度分かれば、今の野母商船に合わせて改造を急ぐという話をすると、九州商船の返事は、どうも、「それに合わせます。設備に合わせます。」という返事をするそうでございます。そういうことで、なかなかボーディングブリッジは進みません。そういうことで、何とか上がり降りがやりやすいようにということで、今、今年の 4 月でしたか、乗降をやるあれは改善をされているはずでございます。これも県のほうで準備をしていただきまして、前の古いやつより新しいやつになっていると思います。ただ、雨風対策については、どうしても固定した施設を造る必要があるかと思しますので、これも小値賀だけやっても一緒だもんですから、だから佐世保で上がる時もバリアフリーでお年寄りが楽に上がるように、佐世保のほうの施設も改良していただかんばいかんということで、うちだけでもやれないことはないんでしょうけど、先ほど言いましたように、本当に船の間際まで濡れないようにするということは現状では難しいということで、本当にやりたいんですけども、延ばしております。それともう 1 点、あそこを仕切りますと、固定しますと、今度は荷物の積み下ろしに、今の倉庫に行くときに不便を感じるようになるということで、その問題も解決しなけ

ればいけないということで、去年、一時期、今の入り口のほうですね、西側のほうから船に乗るような装置を、ちょっと今検討をしておりますけども、なかなか恒久的な施設は、漁港であり、造り難いということで、そのようなことになっておりますので、方法を見つけて、「どうも九州商船はアテにならん。」と、ますますそういう気持ちを強くしてますので、改善には取り組んでいきたいと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 確かに漁港指定になっているので、なかなかそういった取り付け工事は難しいと思えます。私も聞いていてそうだなと思えます。それで、あまり立派なものというよりも、とりあえず、あの九商の倉庫の周りの、それから出入り口からのあの辺、国・県にはいつでも外せるという話をしてですよ、とりあえず取り付けたらどうですかね。したらだいぶ、雨風は避けることができると思うんですよ。あのしょぼいテントまで行くぐらいは濡れなくて行けると。そういうことを、やっぱり目に見える形で町が取り組むことは、町民にとっても大変納得のいくことではないかと思えます。これから観光客も増えるし、そういったちょっとしたことではありますけども、町民の福祉向上のために、国・県を動かすくらいの気持ちで取り組んでほしいと思えます。どうかこれからも、小値賀町の観光が後戻りもしくは衰退しないように、せっかく強い風に乗って、今、正に小値賀町の観光は伸び盛りであります。この伸び盛りのエネルギーを止めることなく、小値賀町の持続可能な町を目指して、観光も1つの産業と捉え、産業の中の1つでありますから、そういった気持ちを役場の人みんなも共有して、「観光のことはNPO法人・観光公社に任しているからよかったい。」、そういうことではなく、自分たちの小値賀町、役場もそうです。皆の町として支えあって、良い案があったら出し合って、本当の観光のできる、どこにもないおもてなしのできる小値賀町ができるように、どうか皆さん、頑張ってくださいと思えます。私も何か案が、意見があれば、町長なり役場なりと輪になって考えていきたいと思えます。どうかそういった意味で、西町長も忙しいと思えますけども、地方創生の問題もあるし、いろいろ大変な時ではありますけども、総務課長もしっかり目を覚まして取り組んでほしいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

一言、決意のほどをお願いします。

議長（立石隆教） 町長やりますか？

（町長「課長に」）

議長（立石隆教） 簡易の通路に関して、答弁をしてもらいましょうかね。

建設課長

建設課長（蛭子晴市） 町長からの答弁でもありましたように、ボーディング

ブリッジということも、県のほうとも話し合っておるわけなんですけども、なかなか難しいということで、簡易な雨風をしのぐものが設置できないか、今後、協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 考えはそう違わないわけですから、本当にこういうことをと言われた時にあまり拒否したことはないと思うんですけども、それだけ出てきてないのかなという思いがありますので、どうぞ、いろんなアイデアがあれば出していただければ。我々が考え付くようなことは、かなりの部分で今までやってると思っております。だから行政報告、所信表明でも言いましたように、これから思い切ってやれるんじゃないかと思っておりますので、是非、今度の地方創生の中でやります総合戦略に組み込んでいってやっていければなと思っておりますので、ご協力をよろしくどうぞ。

議長（立石隆教） これで一般質問を終わります。

日程第 7、議案第 68 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 68 号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の提案理由をご説明いたします。

本案は、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

この条例の制定については、平成 26 年 3 月 30 日に公布されました改正児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございまして、子ども・子育て支援新制度において、市町村の条例で定めることとされたことによるものでございます。

また、この条例は今後本町において、待機児童や入園待ち児童が発生した場合に、設置主体を問わず、事業開始の申請があり審査基準に適合していれば認可することとなります。

なお、本条例案の作成に関しましては、小値賀町子ども・子育て会議において意見を聴取しております。

附則第 1 条の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとし、第 2 条から第 5 条で経過措置について規定しています。

なお、詳細については、担当より説明をさせますが、慎重にご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い致します。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは、内容をご説明いたします。

1 頁をご覧ください。

第 1 章総則の第 1 条は、条例の趣旨を定めるもので、この条例が児童福祉法の規定に基づいて規定されていることを明記しています。

第 2 条は、本条例における用語の定義を定めています。

2 頁をご覧ください。

第 3 条は、この条例が定める基準（以下「最低基準」という）として、利用乳幼児に家庭的保育事業所等が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと定め、町は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとして、第 4 条において、家庭的保育事業を行う者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないと定めています。

第 5 条は、家庭的保育事業者等の一般的な原則を定めたもので、基準の具体的な内容として、第 1 項で、家庭的保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならないこと 第 2 項で、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこと、第 3 項及び第 4 項で、自らその行う保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならないこと 第 5 項及び第 6 項で、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない、その構造設備については、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な配慮を払って設けなければならないと定めています。

3 頁をご覧ください。

第 8 条は、職員の一般的要件を定めており、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものとしています。

第 11 条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を定めており、国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならないとしています。

また、12 条においては、職員による虐待等の禁止を定めています。

4 頁をご覧ください。

第 14 条は、衛生管理等に関する規定を定めており、家庭的保育事業者について、第 1 項で、利用乳幼児の使用する設備、食器等又飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずること、第 2 項で、感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずること、居宅訪問型保育事業者については、第 3 項で、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと、第 4 項で、保育に従事する職員の清

潔の保持及び健康状態について、必要な管理をおこなわなければならないこと、第 5 項で、設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならないと定めています。

5 頁をご覧ください。

第 18 条で、事業の運営についての重要事項に関する規程を整備することとしています。

6 頁をご覧ください。

第 20 条で、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこととしています。

第 2 章では、家庭的保育事業について、規定しており、第 22 条は、設備の基準として 7 つの要件を示しており、具体的な内容としては、第 1 号で、保育を行う専用の部屋を設けること、第 2 号で、専用の部屋の面積を 9.9 平方メートル以上とすること、第 3 号で、保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること、第 4 号で、衛生的な調理設備及び便器を設けること、第 5 号及び第 6 号で、遊戯等に適した広さの庭があり、その庭の広さは満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること、第 7 号で、火災報知機等の設置及び火災訓練等の定期的な実施が定められています。

第 23 条は、家庭的保育を行うには、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならないとしていますが、ただし書きにより特例を設けています。

7 頁をご覧ください。

第 24 条及び第 25 条は、保育時間と保育の内容を定めています。

第 3 章は、小規模保育事業について規定しており、第 1 節、第 27 条で、小規模保育事業の区分を A 型、B 型、C 型とするとしています。

7 頁から 9 頁にかけて、第 2 節で小規模保育事業 A 型、9 頁から 10 頁にかけて、第 3 節で小規模保育事業 B 型、10 頁から 11 頁にかけて、第 4 節で小規模保育事業 C 型について規定しております。

7 頁をご覧ください。

第 28 条で A 型・B 型共通事項として設備の基準を、10 頁、第 33 条で C 型の設備の基準を設けています。

9 頁から 11 頁をご覧ください。

第 29 条及び第 31 条並びに第 34 条には、置かなければならない職員について、第 30 条及び第 32 条並びに第 36 条には準用することを定めています。

第 4 章は、居宅訪問型保育事業について規定しており、第 37 条において、居宅訪問型保育が提供する保育について定めており、具体的な内容は以下のとおりです。

第 1 号で、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると

認められる乳幼児、第 2 号で、子ども・子育て支援法の規定による便宜の提供に対応するための乳幼児、第 3 号で、児童福祉法の規定による措置に対応するための乳幼児、第 4 号で、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等のため、乳幼児に提供する保育としています。

第 38 条から第 41 条までは、事業所が備えなければならない設備や備品、職員の人数、適切な支援の供与が受けられる連携施設の確保、準用する事項が定められています。

第 5 章は、事業所内保育事業について規定しており、具体的な内容は以下のとおりです。

12 頁をご覧ください。

第 42 条で、利用定員数を定めており、その場合利用定員の区分に応じて、その他の乳児又は幼児枠を設けなければならないとしています。

第 43 条は、利用定員 20 人以上の事業所（保育所型事業所内保育所）の基準について第 1 号から第 7 号で規定し、第 8 号で保育室等を 2 階又は 3 階以上に設ける建物について規定しています。

14 頁をご覧ください。

第 44 条から第 46 条までは、保育所型事業所内保育所が置かなければならない職員、連携施設の確保、準用する事項が定められています。

第 47 条で、利用定員 19 人以下の小規模型事業所内保育事業所の職員の規定、第 48 条で準用する事項が定められています。

附則第 1 条で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

附則第 2 条から第 5 条は経過措置を規定しており、第 2 条で、食事の提供に関すること、第 3 条で連携施設に関すること、第 4 条で小規模保育事業 B 型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関すること、第 5 条は小規模保育事業 C 型の利用定員に関することの経過措置として、施行日から起算して 5 年を経過するまでの間は、規定の適用を受けないとしています。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

6 番（横山弘藏） 条例とは直接関係ありませんけども、小値賀町において、こういう家庭的保育事業等の計画はありますか。

議長（立石隆教） 関係ありますので、教えてください。 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） この家庭的保育事業については、子ども・子育て事業計画っていうのがあるんですけども、その中で取り決めというか、やるようになってるんですけども、一応、昨年度、計画を立てたんですけども、その

中で、ニーズが上がってくれば事業を開始しますということで記載されておりますので、今のところこういう事業をやってほしいという声が聞こえておりませんので、今のところは計画としては上げておりません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **宮崎議員**

7番（宮崎良保） 家庭的保育事業と特定教育事業の違いについて、質問をしたいと思います。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する事業の中では、その財源的なもので市町が給付による財政支援の対象であることを確認するということがありますけども、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準においては、町の財政的支援はないのでしょうか。伺います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

特定教育型保育というのは、基本的には施設型給付と言われるもので、施設型給付の中には、認定こども園、保育所、幼稚園の建物がある施設が入ります。この家庭的保育事業というのは、地域型保育給付ということで、施設型とまた違うやつですけども、これも同じように、町からの給付があるようになっております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

7番（宮崎良保） 家庭的事業の設備及び運営に関する基準という、その基準というのがまだよく分からないんですけども、家庭的保育、いわゆる利用定員が5名以下と、小規模保育、利用定員が6名以上19名以下、居宅訪問型保育事業所内保育とあるんですけども、各家庭の中でできる範囲っ言えば、その家庭的保育、5人以下でしょうけども、これについては、その基準として何名の保育士が要るのか、あるいはこの3.3平方メートル当たり1人ということだったんでしょうかね、最低でも家庭の大きさについて、そのような感じで考えればいいのでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

家庭的保育事業等の中には、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、家庭的保育事業と小規模保育事業と居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業という4つがあるんですけども、家庭的保育事業については定員は5人以下ということで、職員の配置につきましては、0歳から2歳児3人につき、家庭的保育者が1名配置ということになりますので、0歳から2歳児を4人、5人預かった場合には、2名の方が必要になるということになります。それから、小規模保育事業については6人以上から19人以下となっております。A型、B型、C型とあるんですけども、A型の場合、0歳児3人につき保育士が1名、1、2歳児については6人について保育士が1名ということになりますね。それ以上になると、それぞ

れ6人に1人ずつ要るということになります。それからB型については、A型と基本的には変わりません。C型については、家庭的保育事業と同じということになっております。それから、居宅訪問型保育事業については、居宅訪問型保育事業の中にも4つほど分かれておまして、1つの例を挙げますと、家庭的保育事業ができるのは、障がい児であったりとか、集団で保育を受けられない方については、っていうのもあるんですけども、そういう人の場合には1人につき1人ということになります。事業所内保育については、保育所と同じような取り扱いというふうに考えてもらって結構です。以上です。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、小値賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第69号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の提案理由をご説明いたします。

本案は、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するにあたり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例の制定については、68号と同様、子ども・子育て支援法に基づき、条例を定めるものでございます。また、この条例により、長崎県及び町より認

可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設や家庭的保育事業者等は申請することにより、確認を受けて事業開始することになります。

なお、本条例案の作成に関しては、68号と同様、小値賀町子ども・子育て会議において意見を聴取しております。

附則第1条の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとし、第2条で特例を、第3条から第5条で経過措置について規定しています。

また、詳細については、担当より説明をさせますが、慎重にご審議の上、適正な決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） それでは、内容をご説明いたします。

1頁をご覧ください。

第1章、総則第1条は、条例の趣旨を定めるもので、この条例が子ども・子育て支援法の規定に基づいて規定されていることを明記しています。

第2条は、本条例における用語の定義を定めています。

第3条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定めたものです。

2頁をご覧ください。

第2章において、特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しており、第1節、第4条で、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めています。基準の具体的な内容としては、第1項で、認定こども園及び保育所である特定教育・保育施設（幼稚園については、利用定員の下限を設けない）の利用定員は、20人以上とすること、第2項で、利用定員を定めるに当たっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること、その際、同項第3号に掲げる子ども（満3歳未満の保育認定の対象となる子ども。以下「3号認定こども」という）の利用定員は、満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることとしています。

第2節では、特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定しており、第5条から第34条まであります。基準の具体的な内容としては、第5条第1項で、特定教育・保育の提供の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと。

3頁をご覧ください。

第6条第1項で、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと、同条第2項から第4項で、申込者が利用定員を上回る場合において選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないこと。

4頁をご覧ください。

第 13 条第 1 項及び第 2 項で、保護者からは、法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は市町村が定める利用負担額の支払を、法定代理受領によれない場合には内閣総理大臣が定める基準により算出した額（公定価格）の支払を受けること。

5 頁をご覧ください。

同条第 6 項で、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使途及び額、支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと。

第 15 条で、施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針又は幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を行うこと。

6 頁をご覧ください。

第 20 条で、運営規程を整備すること。

7 頁をご覧ください。

第 24 条及び第 25 条で、子どもについて差別的取り扱いや虐待等をしてはならないこと。

第 27 条で、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

9 頁をご覧ください。

第 34 条第 2 項で、特定教育・保育の提供に関し記録を整備し、5 年間保存することとしております。

第 3 節では、特定施設型給付費に関する基準を定めております。

第 3 章では、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を規定しており、第 1 節で、利用定員に関する基準を定めており、具体的な内容としては、第 37 条第 1 項で、事業の利用定員は、家庭的保育事業は 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型・B 型は 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型は 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業は 1 人とすること。同条第 2 項で、3 歳未満の利用定員（事業者内保育事業については、利用定員の上限・下限を定めない）を満 1 歳未満と満 1 歳以上に区分して定めることを定めています。

11 頁をご覧ください。

第 2 節で、運営に関する基準を規定しており、第 38 条から第 50 条まであります。基準の具体的な内容としては、第 38 条第 1 項で、特定地域型保育の提供の開始の際、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと。

第 39 条第 1 項で、利用申し込みがあった場合、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。

同条第 2 項及び第 3 項で、申込者が利用定員を上回る場合において、選考を

行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないこと。

第 42 条第 1 項で、保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育・保育の受け皿となる連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）を適切に確保すること。

12 頁をご覧ください。

第 43 条第 1 項及び第 2 項で、保護者からは、法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は町が定める利用負担額の支払を、法定代理受領によれない場合には内閣総理大臣が定める基準により算出した額の支払を受けること。

13 頁をご覧ください。

同条第 6 項で、いわゆる上乗せ徴収をする場合は、当該徴収金の使徒及び額、支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないこと。

第 44 条で、保育所保育指針に準じて、特定地域型保育の提供を行うこと。

第 46 条で、運営規程を整備すること。

14 頁をご覧ください。

第 49 条第 2 項で、特定地域型保育の提供に関し記録を整備し、5 年間保存すること。

第 50 条で、第 24 条及び第 25 条を準用し、子どもについて差別的取り扱いや虐待等をしてはならない、また、第 27 条を準用し、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めています。

15 頁をご覧ください。

第 3 節では、特例地域型保育給付費に関する基準を定めており、特例地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育（1 号認定子どもに対し提供される特定地域型保育）及び特定利用地域型保育（2 号認定子どもに対し提供される特定地域型保育）に関する基準を定めており、基準の具体的な内容としては、第 51 条第 1 項で、特定地域型保育事業者が 1 号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、町の条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。同条第 2 項で、特別利用地域型保育に係る 1 号認定子どもと、現に事業所を利用している 3 号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこと。同条第 3 項で、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第 3 章の規定を適用することを定めています。

附則第 1 条で、この条例は、公布の日から施行するとしています。

附則第 2 条で、特定保育に関する特例として、法附則第 6 条において、特定保育所（私立の保育所）については、当分の間、施設型給付費制度に代えて委

託費の支払とする経過措置が規定されていることから、本条は、これを受けて、施設型給付費に係る規定について必要な読み替えをするものとしています。

16 頁をご覧ください。

附則第 3 条で、施設型給付に関する経過措置として、法附則第 9 条において、1 号認定子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）の合計額とする経過措置を規定しています。

附則第 4 条及び第 5 条で、小規模保育事業 C 型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について、経過措置を設けています。

以上で、説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

7 番（宮崎良保） 伺います。家庭的保育事業等については、現状の小値賀ではまず大赤字を出す恐れがありますので無理かなと思うんですけども、小値賀町においては、この特定のほうに頼らざるを得ない状況だと思います。考えても考えなくてもいいんでしょうけども、第 4 条で数を 20 人以上とする保育園というのでなっておりますけども、第 6 条で、「正当な理由がなければ入園を拒んではならない」、まあ当然なことであろうと思います。しかし、22 条において「利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない」となりますので、まあ考えんでもいいんでしょうけど、もし定員オーバーする場合は、選考方法ということで、それを選考するということになっておりますけども、今現在、この選考方法っちゃうのは規定があるんですか。伺います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 特定教育・保育施設については、これは施設型ということで、認定こども園と保育所と幼稚園ということになるんですけども、うちの場合、今のところ認定こども園がありまして、認定こども園については定員割れになっておりますので、今のところ他の事業所からですね、当然、小値賀町が新たに認定こども園とか保育所とか幼稚園を創設するということはないと思いますし、他の法人等から新たにということは、今のところ考えられませんので、定員がオーバーするというのは想定には入れておりません。選考方法については、こども園のほうからお答えしてもらいたいと思います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 平成 27 年度、今年度の 4 月より小値賀こども園としての認定こども園を開設しているところでありますが、現時点で小値賀こども園

の定員は 80 名でございます。それで、先ほど福祉事務所の所長が説明されましたとおり、1 号認定児、2 号認定児、3 号認定児とそれぞれ定員があります。現状ではそれを大幅に上回って、ちょっと定かではありませんけども、今、私の記憶では 57 だったかと思います。80 のうち 57 でありまして、各号に認定する子どもの選考基準的には、現在は適応いたしておりません。今後も 0 歳児までの推移をすべて見てみますけど、0 歳児から 5 歳児までで 80 名で超えることは、平成 26 年度の出生児まではないと見ております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 大変初歩的なことで申し訳ないんですが、居宅訪問型保育事業というのは、その相手のお宅に行ってしまうということによろしいんでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 議員おっしゃるとおりです。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） そうなった場合ですね、37 条の第 1 項の一番最後ですが、「居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を 1 人とする」と書いてあるんですが、仮の話ですが、もし 1 つの家庭で障がい、あるいは疾病等で、1 つの家庭で 2 人いた場合、この場合はこれに該当しないということになるんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） その場合は、居宅の保育者が 1 人につき 1 人というふうに考えてもらえば、1 人に対して保育事業者が 1 人付く、1 人に対して保育事業者が付く、というふうな考え方で対応できるんじゃないかなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

— 休 憩 午 後 2 時 50 分 —
— 再 開 午 後 3 時 30 分 —

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 74 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 74 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について、提案理由を申し上げます。

特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバー制度については、小値賀町ではもう既に番号が振られた通知が世帯配布されています。あとは、写真入りのカードを希望する方等の手続きが残っている段階ですが、法施行に伴う特定個人情報の取扱については、慎重の上にも慎重にということで、細かい取り決めが求められています。

10 月 1 日から施行されました小値賀町特定個人情報保護条例に続いて、個人情報を行政サービスを行うために、庁舎内でやり取りする、あるいは町長部局と教育委員会部局でやり取りをするということに関して、新たに法に基づきまして条例で定める必要があり、法の施行日が 1 月 1 日であることから、本議会に上程するものでございます。

詳細については、担当より説明させますが、よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 条文の内容について、ご説明いたします。

第 1 条は、条例の趣旨でございます。

第 2 条は、引用する用語の定義でございます。

第3条に、町の責務を書いております。

第4条は、特定個人情報の利用に関する事項で、番号法の第9条第2項で自治体独自のものは条例に別表等で明示することになっておりまして、小値賀町内の場合は、こども園に関する保育料システム、それから公営住宅の中で町営ではなくて町有の住宅、介護保険システム等で運用するような業務を掲載しています。

第5条は、特定個人情報の提供ということで、これは町長部局とそれ以外の部局間で特定個人情報のやり取りを行うというもので、教育委員会との間で想定される業務を掲載しています。

第6条は委任でございます。

番号情報につきましては、データのやり取りが必要なのか、個人番号を抜いた形で情報を共有するのか、実際の事務処理がまだ始まっておりませんので、非常にこの条例を作る時に難しいところございました。実際にもう作っているところの条例もそれぞれ千差万別で、簡単なものもあれば非常に複雑なものもあるということで、非常に悩んだんですけども、当然、法律に書き込まれている、日本全国の地方自治体が行っているものは、ほとんど法律に書き込まれているわけなんですけれども、小値賀町の場合は特にこども園が、教育委員会で行っているとのことが、小値賀町の特徴かなと考えたところで、そういったものを表に書いておりますが、今後、法律に書き込まれていることなのかどうか、もしくは本当にシステムでやっているのか紙ベースでやっているのか、そういったことでこの別表は、追加や削除がどんどん、実際に運用が始まると、しっかり見直していく必要があるかなと感じております。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

5番（浦 英明） ただいま説明がありました、教育委員会と町長のやり取りということですけども、それは一応分かりましたけども、ほかに例えば、ほかの市町村とやり取りするといったことは出てこないわけですか。今後、出る可能性もあるかと思えますので、お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） ほかの自治体とやり取りするようなものというのは、全て国の法律のほうに書き込まれておりますので、小値賀町独自のものというのはないかと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 私の考えがちょっと及ばないのか分かりませんが、例えばですね、私の親戚が他所におりまして、住民票関係、例えば戸籍謄本を取り

たいと、そういった場合には、手続きが今までどおりにできるのか。そこ辺りが私、ちょっと分からないものですから、できる範囲内でお尋ねをします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 行政が勝手に戸籍謄本を送ったり住民票をやり取りするということはありませんので、基本的に個人申請のものは、この条例とは関係なく、あくまでも個人の責任において行うものでありまして、この条例は、本人の知らないところで情報のやり取りが行われるものについて、日常、例えば医療保険の問題であったり医療費の問題であったり、福祉サービスの問題であったり、もしくは災害時の援護・保護であったり、生活保護の方々のいろいろな就学援助であったり、そういったものについて、ある程度今までであれば個人が窓口でいろいろと回って書類を整備しなければならない部分を、内部で必要なものを自動的に準備をできるというふうな合理化に繋がる部分のやり取りで、それは法律でも必要最小限にするべきだというふうになっておりますけれども、そういったものでありますので、先ほど議員がおっしゃるように、戸籍とか住民票とかってというのは、基本的に役場が勝手にやり取りするものではございませんので、あくまでも個人が申請をするというものでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 私のほうが、ちょっと謝ります。この2頁のほうに書いてあったもんですから、住民票関係とか。これは特定個人情報が入るということでございますので、さっき課長が説明したとおり、個人のことは個人がやってくださいということで、分かりました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、小値賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日 12 月 16 日は、午前 10 時定刻から開議します。

本日は、これにて散会します。

ご苦労様でした。

— 午 後 3 時 41 分 散 会 —